

今日の一問 (やまだ塾)

(2008年11月26日掲載)

No.95	精神保健福祉法における「行政の相談指導」の規定について述べよ。																						
解答	<p>(1)精神保健福祉法における「行政の相談指導体制」の考え方</p> <p>・障害者自立支援法の制定に伴い、精神障害者福祉に関する相談指導は市町村に一元化されているが、精神保健に関する相談指導については市町村には努力義務が課されているにとどまり、保健所が第一線の機関として位置付けられている。</p> <p>(2)精神保健福祉法上の「行政の相談体制」に関する規定</p> <p>①第6条(精神保健福祉センター)</p> <table border="1" data-bbox="360 891 1347 1809"> <thead> <tr> <th data-bbox="360 891 491 943">第6条</th> <th colspan="2" data-bbox="491 891 1347 943">条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="360 943 491 1032">第1項</td> <td colspan="2" data-bbox="491 943 1347 1032">都道府県は、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関(以下「精神保健福祉センター」という。)を置くものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 1032 491 1809" rowspan="6">第2項</td> <td data-bbox="491 1032 619 1084">柱書き</td> <td data-bbox="619 1032 1347 1084">精神保健福祉センターは、次に掲げる業務を行うものとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1084 619 1173">第1号</td> <td data-bbox="619 1084 1347 1173">精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、及び調査研究を行うこと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1173 619 1263">第2号</td> <td data-bbox="619 1173 1347 1263">精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものを行うこと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1263 619 1314">第3号</td> <td data-bbox="619 1263 1347 1314">精神医療審査会の事務を行うこと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1314 619 1516">第4号</td> <td data-bbox="619 1314 1347 1516">第四十五条第一項の申請に対する決定及び障害者自立支援法第五十二条第一項に規定する支給認定(精神障害者に係るものに限る。)に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1516 619 1659">第5号</td> <td data-bbox="619 1516 1347 1659">障害者自立支援法第二十二条第二項の規定により、市町村が同条第一項に規定する支給要否決定を行うに当たり意見を述べること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1659 619 1809">第6号</td> <td data-bbox="619 1659 1347 1809">障害者自立支援法第二十六条第一項の規定により、市町村に対し技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。</td> </tr> </tbody> </table>		第6条	条文		第1項	都道府県は、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関(以下「精神保健福祉センター」という。)を置くものとする。		第2項	柱書き	精神保健福祉センターは、次に掲げる業務を行うものとする。	第1号	精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、及び調査研究を行うこと。	第2号	精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものを行うこと。	第3号	精神医療審査会の事務を行うこと。	第4号	第四十五条第一項の申請に対する決定及び障害者自立支援法第五十二条第一項に規定する支給認定(精神障害者に係るものに限る。)に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。	第5号	障害者自立支援法第二十二条第二項の規定により、市町村が同条第一項に規定する支給要否決定を行うに当たり意見を述べること。	第6号	障害者自立支援法第二十六条第一項の規定により、市町村に対し技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。
第6条	条文																						
第1項	都道府県は、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関(以下「精神保健福祉センター」という。)を置くものとする。																						
第2項	柱書き	精神保健福祉センターは、次に掲げる業務を行うものとする。																					
	第1号	精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、及び調査研究を行うこと。																					
	第2号	精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものを行うこと。																					
	第3号	精神医療審査会の事務を行うこと。																					
	第4号	第四十五条第一項の申請に対する決定及び障害者自立支援法第五十二条第一項に規定する支給認定(精神障害者に係るものに限る。)に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。																					
	第5号	障害者自立支援法第二十二条第二項の規定により、市町村が同条第一項に規定する支給要否決定を行うに当たり意見を述べること。																					
第6号	障害者自立支援法第二十六条第一項の規定により、市町村に対し技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。																						

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2008 Shunsaku Yamada. All rights reserved.

②第47条(相談指導等)						
法第47条	実施主体	ポイント				
第1項	都道府県(指定都市)	精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神保健福祉相談員・医師等に精神障害者・家族等からの相談に応じさせ、指導させる義務				
第2項		医療を必要とする精神障害者に対し、適切な医療機関を紹介する義務				
第3項	精神保健福祉センター	精神障害者の福祉に関する相談に当たって連携を図る努力義務				
第4項	保健所設置し以外の市町村	・精神障害者の福祉に関し、精神障害者・家族等からの相談に応じ、指導する義務 ・都道府県が行う事務に必要な協力を行う義務				
第5項		精神保健に関し、精神障害者・家族等からの相談に応じ、指導する努力義務				
<p>(3) 各行政機関の機能の特徴および各機関間での連携の特徴</p> <p>■2008年度障害保健福祉推進事業「精神障害者の円滑な地域移行のための地域体制整備に関する調査研究事業」による調査(2008年9月実施)に基づく調査結果より(出典:「第14回今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」資料)</p> <p>①各行政機関の機能についての特徴</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>市町村</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・相談内容としては、「日常生活支援」の割合が他機関と比較すると顕著に高かった。また、「社会復帰」に関する相談も多く、一方で、「疾患の診断や対応」、「医療の継続・中断」といった医療に関するものなどもみられた。 ・支援内容については、「福祉サービスの利用支援」、「訪問指導」、「就労支援」が他機関と比較して割合が高い一方で、「心の健康づくり」、「治療継続支援」なども多くみられた。 ・なお、相談対象者の治療状況や治療歴をみると、治療中や治療歴のある者の割合が高かった。 </td> </tr> <tr> <td>保健所</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・相談内容としては、「日常生活支援」のほか、「疾患の診断や対応」、「医療の継続・中断」といった医療に関するものや、「社会復帰」が多く、「地域・近隣での他害・迷惑行為」、「家庭内暴力」などの複雑困難な事例についても、他機関と比較すると、割合が高かった。 ・支援内容については、「治療継続支援」、「受療支援」などの医療に関するものが多い一方、「訪問指導」、「福祉サービスの利用支援」などもみられた。 ・また、相談対象者の治療状況や治療歴を市町村と比較すると、「治療してい </td> </tr> </tbody> </table>			市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・相談内容としては、「日常生活支援」の割合が他機関と比較すると顕著に高かった。また、「社会復帰」に関する相談も多く、一方で、「疾患の診断や対応」、「医療の継続・中断」といった医療に関するものなどもみられた。 ・支援内容については、「福祉サービスの利用支援」、「訪問指導」、「就労支援」が他機関と比較して割合が高い一方で、「心の健康づくり」、「治療継続支援」なども多くみられた。 ・なお、相談対象者の治療状況や治療歴をみると、治療中や治療歴のある者の割合が高かった。 	保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・相談内容としては、「日常生活支援」のほか、「疾患の診断や対応」、「医療の継続・中断」といった医療に関するものや、「社会復帰」が多く、「地域・近隣での他害・迷惑行為」、「家庭内暴力」などの複雑困難な事例についても、他機関と比較すると、割合が高かった。 ・支援内容については、「治療継続支援」、「受療支援」などの医療に関するものが多い一方、「訪問指導」、「福祉サービスの利用支援」などもみられた。 ・また、相談対象者の治療状況や治療歴を市町村と比較すると、「治療してい
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・相談内容としては、「日常生活支援」の割合が他機関と比較すると顕著に高かった。また、「社会復帰」に関する相談も多く、一方で、「疾患の診断や対応」、「医療の継続・中断」といった医療に関するものなどもみられた。 ・支援内容については、「福祉サービスの利用支援」、「訪問指導」、「就労支援」が他機関と比較して割合が高い一方で、「心の健康づくり」、「治療継続支援」なども多くみられた。 ・なお、相談対象者の治療状況や治療歴をみると、治療中や治療歴のある者の割合が高かった。 					
保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・相談内容としては、「日常生活支援」のほか、「疾患の診断や対応」、「医療の継続・中断」といった医療に関するものや、「社会復帰」が多く、「地域・近隣での他害・迷惑行為」、「家庭内暴力」などの複雑困難な事例についても、他機関と比較すると、割合が高かった。 ・支援内容については、「治療継続支援」、「受療支援」などの医療に関するものが多い一方、「訪問指導」、「福祉サービスの利用支援」などもみられた。 ・また、相談対象者の治療状況や治療歴を市町村と比較すると、「治療してい 					

	<p>ない」、「治療経験がない」者の割合が高かった。</p>
精神保健福祉センター	<p>・相談内容としては、「社会復帰」、「日常生活支援」、「疾患の診断や対応」などが多く、また、「ひきこもり」についても、他機関と比較すると、割合が高かった。</p> <p>・支援内容については、「デイケア」の割合が他機関と比較すると顕著に高い。また、「治療継続支援」、「医学的判断(診断)や助言」など医療に関するものが多い一方で、「心の健康づくり」、「就労支援」などもみられた。</p> <p>・また、相談対象者の治療状況や治療歴をみると、保健所と同様の傾向が見られた。</p>
②各機関間での連携における特徴	
保健所と市町村	<p>・保健所から市町村へは、「日常生活支援」、「社会復帰」などの相談の割合が突出して高く、支援内容も「福祉サービスの利用支援」など福祉に関するものや「訪問指導」などが多かった。</p> <p>・一方、市町村から保健所へは、「治療継続支援」や「受療支援」など医療に関する支援内容や、複雑困難な事例に関する相談が多い傾向があった。</p>
市町村と精神保健福祉センター	<p>・市町村から精神保健福祉センターへは、「社会復帰」、「日常生活支援」などの相談のほか、医療に関する相談、「ひきこもり」等に関する相談もあり、相談内容が比較的多岐にわたっており、特定の分野での相談が多く紹介されている傾向はみられなかった。</p> <p>・一方、精神保健福祉センターから市町村に対しては、「日常生活支援」、「社会復帰」の割合が突出して高く、支援内容も「福祉サービスの利用支援」など福祉に関するものや「訪問指導」が多い傾向があった。</p>
精神保健福祉センターと保健所	<p>・精神保健福祉センターから保健所へ紹介される相談については、「日常生活支援」や「社会復帰」といった相談内容が多く、支援内容としては、「治療継続支援」、「受療支援」といった医療に関するものが多い。また、複雑困難な事例の割合も高い傾向がある。</p> <p>・一方、保健所から精神保健福祉センターへ紹介される相談については、「ひきこもり」が多いほか、支援内容については、医療に関するもの、福祉に関するものなど比較的多岐に渡り、特定の分野での相談が多く紹介されている傾向はみられなかった。</p>